

シンポジウム

## 地域が参加する21世紀の司法制度

—長野県にロースクールを—

(2001年10月22日開催) 概要

開会のことば (石曾根清晃・長野県弁護士会副会長)〔省略〕

学長あいさつ (高石道明・信州大学事務局長〔代理〕)〔省略〕

### 第1部 基調講演「司法制度改革と地域の法曹教育」

佐藤幸治・元司法制度改革審議議会会長：佐藤でございます。皆さんの前でお話できることを大変に嬉しく光栄に思います。とはいえ、私の立場上、特定の大学に関係してお話をするのはいささが微妙なところがあります。ただ、京都大学で共に苦勞したこともある高石さんから「いい季節なんで、紅葉を見に来ませんか」という話で、「いいですよ」なんていって、今日来てみるとこういう形になっていたという次第です。それはそれとして、せっかくの機会ですので、このテーマで少しお話させていただきたいと思います。日本ではこれまで諸々の改革が行われてきているのですけれども、そうした諸改革全体との関連性、なぜ司法改革ということになったのかということも含めてお話しさせていただきたいと思います。

### 司法制度改革の経緯

はじめに司法制度改革審議会の発足と審議、最終意見書提出後のことについて最初に少し申し上げたいと思います。審議会は一昨年(2000年)の7月27日に第1回会議を開きました。一昨年(2000年)の9月の『中央公論』に、こんな記事が載っていました。「ある全国紙の司法記者はこういう。審議会はどこで妥協点を

探るかです。2年でそんなに簡単に結論がでるのだろうか。かわらないのではないか、というのが正直なところです。」ですから、あまり期待されてなかった。たいしたことできないだろうというように思われていたと思います。

審議会の任務は司法制度改革審議会設置法という法律で定められております。それは、この意見書の冒頭のところに触れているのですけれども、「21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議する」。そういう任務を託されてスタートしたわけであります。

審議会の委員の構成は13人でありまして、その中でいわゆる法曹三者からは、3人しか入っておりません。しかも、いわゆる組織的な現役は入っておられない。元裁判官、元検察官、あるいは元日弁連会長ということでありまして、3人しか入っておられない。後は、大学関係者が5人、その中に法律を専門とする人と、そうでない人もおられます。作家が一人、経済界から二人、労働界から一人、それから消費者団体から一人、そういう構成であります。ですから非法律家が多いのです。非法律家が多く、また法曹三者の関係者が3人しかいなかった。

司法制度を本格的に審議しようとしたものとして、ご承知かと思えますけれども、昭和37年に設置され2年間にわたって活動した臨時司法制度調査会（臨司）がありました。これは、20人の構成でありまして、衆議院議員4人、参議院議員3人、そして法曹三者から9人入っております。20人の内、9人です。そして、いわゆる学識経験者が我妻栄先生はじめ4人に過ぎなかったわけです。そして、臨司の任務は、その設置法によれば、裁判官や検察官の給与制度及び法曹一元の制度について調査審議するというものであります。

ですから、設置の趣旨もかなり違うところもありますし、委員の構成の在り方がガラッと変わった。なぜ変わったのかということなんですけれども、臨司では法曹三者の言い合いに終わったというようにいわれているところもあり、

法曹三者に任せておくとあまりいい結果がでないと思われたためではないか。むしろ、利用者である国民一般の観点から審議しようということが、今度の審議会の趣旨であるといっているかと思います。しかも、さっき紹介したように、調査の審議対象も、国民に利用しやすい司法、21世紀の我が国社会においてあるべき司法を考えるということですね。そういう話でございます。

審議会は63回開きました。午後に開く場合は1時半から始まって、たいてい5時半、場合によっては6時になることもありました。それから、今年の8月には3日間の集中審議もやりました。その他、海外の視察に10日間程行きましたし、公聴会を全国で4ヵ所開いたり、あるいは浜田（島根県）、酒田（山形県）といった、法曹の少ないところについて実状視察を行いました。というわけで相当過密なスケジュールでございました。

今度の審議会で特徴的なことは、会を公開したということです。議事録は、ご承知の方も多いかと思いますが、すべて記名入りで公開する、誰がどう発言したかというのを正確に議事録に載せて公開するというのをやりました。また、インターネットでそれを載せて、皆さんがアクセスできるという状態にしました。それから今年の1月の暮れからは、会議の部屋が小さかったものですから別室ですけれども、モニターで記者の皆さんにご覧いただけるようにしたわけでありまして、ですから、事実上、会議は公開したといってもいいかと思います。そういう中で審議を重ねてまいりまして（臨司のときは立派な報告書がでたのですけれども、こういう意見の対立があったとかいうのも記載してあるんですが）、少数意見なしの全員一致でまとまったということに今度の意見書の特徴があるかと思います。そして6月12日に内閣総理大臣に提出したわけですが、その際、総理から次のような挨拶をいただきました。

「今般の司法制度改革は昭和22年に施行された『日本国憲法』に基づいて発足した現行の制度を、半世紀余を経て初めて、利用者である国民の視点から抜本的に改革するものであり、大変意義深いものと考えております。21世紀にふさわしい、自由で活力ある健全な経済・社会システムを確立するため

には明確なルールと自己責任原則に貫かれた、自己チェック救済型社会への転換を更に進めることが必要であり、国民の権利・利益を救済する司法の機能の充実・強化が極めて重要です。その意味で、司法制度改革は、行政改革を始めとする社会経済の構造改革を進めていく上で不可欠なものであり、国家戦略の中に位置付けるべき重要課題であると考えております。内閣としては、この御意見を最大限に尊重して司法制度改革の実現に取り組むこととし、速やかにこれを推進するための所要の作業に着手して、全力を挙げて取り組んで参る所存であります。」と。

早速、7月1日から改革推進の準備室が立ち上がりました。三十数名の体制で立ち上がりまして、改革推進基本法案を作成して、本格的な推進本部をつくるということですが、この臨時国会にこの法案が既に提出されております。明日、衆議院で公聴会が開かれると聞いております。審議がスタートするということになります。運良く順調にいけば、今年度ではありません、今年中に推進本部が立ち上がって、3年間で必要な法改正をする。これは行革のときと同じようなプロセスであります、そういう状況であります。

## 司法制度改革の背景

そこで、2番目に、司法制度改革の背景、なぜこういう改革が始まったのかということについて、簡単に申し上げたいと思います。この背景には、実際の面と理論的な面、やや大げさな言い方ですけども、二つの面があるように思います。

まず最初に、実際のな面です。ご承知のように、日本は高度経済成長、そしてバブルに突入しました。1980年代、ジャパン・イズ・ナンバーワンともいわれたわけですけれども、頂点に上りつめたと思った瞬間、実は国際社会の趨勢から取り残されていたということでもあります。特に、グローバル化する国際社会と切り結んでいる企業から悲鳴ともいえるような声があがってまいりました。日本の司法、法曹は役に立たない。グローバル化にかかわる難しい問題になると、外国の法曹、ロー・ファームに頼まざるを得ない。

日本の司法は、使い出が悪く、頼りにならないという声があがったわけであり、そんな声を背景に、1994年、経済同友会が、まず、「現代日本社会の病理と処方—個人を生かす社会の実現に向けて—」というペーパーを出しました。その中で司法改革、司法を拡充する必要があるということを強調しました。その後、1995年行政改革委員会（当時）が、報告書の中で、司法の容量を大きくしなくてはどうにもならないということを指摘しました。そして、1997年、行政改革会議が最終報告を出しますけれども、その中で、行政改革を進めるうえで司法改革は避けて通れないということを強調しているわけであり、さらに、1998年の5月経団連、6月自民党、11日日弁連、いずれも司法改革の必要を訴えるペーパーを出しているわけであり、こうした動きが大きな背景としてあるかと思えます。昨年の4月でしたけど、名古屋大学法学部創立50周年記念会が催されました。私と伊藤忠の丹羽宇一郎社長が基調講演をするということになったのですが、その中で丹羽さんは、とにかく今のままでは日本の司法は使い物にならないといわんばかりのことを強く主張され、司法改革を絶対進めてほしいということをいわれたのが印象に残っております。

こういうように見ると、司法改革の要求は経済界からでてきたということ、それはそれとして事実でございます。けれども、それだけを捉えて、司法制度改革審議会は経済界の要請でできて、それのみに応えようとしたんだといわれると、そういう批判の向きもないではないんですけども、私にいわせると、それはとんでもない誤解だと思います。現実問題として、経済界の要請に応ええない司法は、それ自体問題です。しかし、決してこの司法改革は経済界の要請だけからでたわけではございません。実は、司法は、今のままでは、取り残されていくのではないかと、国民から見放されるのではないかと、という声、法曹三者の中から既にあったことを強調したいのです。1980年代の後半頃から法務省、裁判所、あるいは日弁連は、司法の現状に危機感もちはじめました。特に、1990年に中坊公平さんが日弁連の会長になり、3回にわたって司法改革宣言をだしているわけです。そういうわけで改革の議論

が始ったのですけれども、法曹三者だけだと、どうしてもそれぞれ事情が働くものですから、思い切った改革案を出せないでいたというのが正直なところだと思います。

公聴会などを通じて知られるのは、国民がいかに司法に対して大きな期待をもっているかということであります。しかし、期待の反面、それに充分答えてもらっていないという非常に強い不満がある。大きい期待と強い不満がある、ということを感じたわけであります。それやこれや考えますと、実際上の要請として、経済界の動向がクローズアップされますけれども、実はそうではなくて、国民一般の中から司法にもっと頑張ってくれよという声が高まって、そういう世論が政治を動かし、審議会の設置になり、審議が公開の中で国民の応援を受けて進められてきたというのが実際の姿だと私は理解しているところであります。

次にやや理論的な面についてお話ししたいと思います。「この国のかたち」という司馬遼太郎さんの言葉は、平成9年の行政改革会議の最終報告でも引用されているのですけれども、「国のかたち」はコンステチューションのことなんです。コンステチューション、憲法と訳され、憲法というと日本国憲法というような法典を考えやすいですけれども、英語の字引を引かれるとおわかりのように、体質とか構造とかそういう意味があります。つまり「国のかたち」は、日本の実際の姿かたちが法典、日本国憲法が求めているようなものになっているのか、それを問題にしようとしているわけです。日本という国は憲法が掲げている規範的な世界、そういうものに見合った姿かたちになっているかという問題です。

1990年代の一連の諸改革は、日本憲法という法典が求めている姿かたちに近づけようということだといってもいいと思います。この1990年代は、失われた10年だとよくいわれます。皆さんもそういうことは耳にされたことがあると思いますけれども、この10年間位さまざましくみを変えた時代はないと評価している人が一外国人の中にも一おられます。例えば、日銀法の改正。私も中央銀行研究会で日銀法の改正に関係したんですけれども、従

来の日銀法は戦時にできた総動員体制の法律です。見るとびっくりするような法律ですが、それですってやってきたのです。昭和30年代に2回改正しようとしたが、いずれも失敗して、1990年代になってやっと今の日銀法ができたのです。日銀の中央銀行としての独立性を打ち出したものであります。それから情報公開。これも国のレベルではなかなか実現しなかったのですが、行政改革委員会で議論し、今年4月からようやくスタートしました。また、政治改革。例の選挙制度を中心に実現したことはご承知のとおりであります。そして、行政改革。規制緩和、経済構造改革。こういった諸々の改革をこの10年間でやってきたんです。こんなに大きないろいろな制度改革をやったのは戦後ないと思います。ものすごいことをやってきているんです。これが実際にどういう意味をもつかは、これからですけれど。

こうした一連の諸改革は、何を目指そうとしているのか、どういう「国のかたち」にしようとしているのかということ、次に申し上げたいと思います。端的にいうと明治憲法の天皇主権から日本国憲法の、国民主権へ変わったといわれてきましたけれども、本当に変わったのかということなんです。実は、官主導、各省主導の体制というのは、実は変わってなかったのではないということなんです。天皇主権から国民主権へと大きく変わったように見られるけれども、それは表相的なことで、実は日本の国のかたち、構造は変ることなく続いてきたという面が強いんだということをお願いしたい。要するに、行政がいわば教育ママのように国民の生活を面倒見る。面倒見るということは干渉するということです。教育ママのように干渉し、国民も教育ママに頼る、依存するということだった。非常に比喩的にいいますとね。しかし、国民はもうそういう状況から脱却しなければならないのではないかと。国民がより自由で、個性を發揮し、また結果について責任を引受ける。自立と申しますか、自分で立ち、自分で律する、そういう自己責任社会を築こうではないかと。そして、政府も教育ママのような余計な仕事をやめてもらう。そしてグローバル化の進展する国際社会にあって厳しい諸課題に果敢に取り組めるような、そういう政府を築こうではないかと。それが一連の諸改革の志といってもいい

のではないかと思うわけであります。そういう志のもとで、どういふ日本の国の姿かたちを追求しようとしているのかというわけです。中央大学の石川教授のコメントですけれども、情報公開制の確立を含め一連の改革を統合すると、明治維新から百年以上も続いてきた統治者、お上としての政府から、国民、クライアントのためのサーバーとしての政府へと転換を図ろうとするものであるといってもいいのではないかと思います。まず、さっき紹介しました情報公開法ですが、国のレベルではなかなか制定されず、官庁による情報独占が続いていました。この情報公開法の制定、施行は、それを大きく変えようというものです。これを国民がこれからどれだけ有効に利用するかということにかかっていますけれども、しくみとして大きな意味をもっている改革であるというように思っております。それが第一点です。

第二に、内閣機能、内閣総理大臣の指導性の強化と、中央省庁の再編であります。約半減して1府12省庁体制が、今年の1月6日からスタートしました。この点については、羊羹の切り分けみたいなもので、いくつに切るかというだけの話で意味がないというような評価もありましたけれども、それは間違った見方で、このこと自体が大きな意義をもっているということを申し上げておきたい。なぜか。今まで中央省庁というのは、明治憲法以来続いてきた牢固たる、落とすことのできないお城だったんです。いままで、例えばある省の課をひとつつぶすのでも、もう大騒ぎだったんです。今回、公務員を削減しながら省庁を1府12省に再編したということは、国民が自らの力で本格的に手を付けたということなんです。陸軍省や海軍省は廃止され、それから内務省は占領軍に抵抗したために解体されましたけれども、それ以外の省庁はずっと続いたのです。続いたということは、考え方や体質がずっと続いてきたということなんです。そうした中央省庁に手を付けたんです。手を付けたということが何を意味するかというと、中央省庁といえども、国民の役に立つか立たないか、そこから考えていじりますよということなんです。そのことの意味をお考えいただきたいわけであります。

さっき明治憲法のことには触れましたが、明治憲法下の日本の統治構造では、

天皇自体が行政権者だったんです。戦略をたてに、厳しい決断をするのは天皇自体である、と。その天皇を助けるものとして各国務大臣、各省の代表がいる。それがそれぞれの立場で天皇を助けるという構造です。内閣とは、ご承知のように、憲法上の制度ではありません。内閣官制という勅令でつくったわけです。内閣総理大臣はワン・オブ・ゼム、横並びです。だから各省の代表が集まっているのが内閣なんです。厳しい決断は天皇がやる。各大臣がそれを助けるという構造です。しかし、このような体制では、うまくいっているときはいいのですけれども、失敗すれば天皇が傷つきます。天皇に対する責任追及がある。この危険を考えないわけにはいきません。また、立憲主義を強調して、イギリスのように「君臨すれども統治せず」であるべきだという考えがありうる。これも、立派な考え方です。昭和天皇は特に意識的に立憲君主としての行動様式をとろうとされたようですが、そうすると、天皇が名目化してきます。残るのは各省です。しかし、国家として存続するためには誰かが決断しなければいけません。取り仕切らなければいけません。当初は明治の元勳たちが事実上やっていたのです。例えば、大津事件で、児島惟謙がものすごく頑張ったんだといわれていますけど、最近の研究によると、実は伊藤博文が取り仕切っていたというようなことがいわれています。そういうわけで明治の元勳たちが事実上やっていたんです。そしてその後原敬などが登場して一時うまくいくなと思われたときがあるんですけれども、それも潰れて昭和の時代に入りますと、一種の政治の空白が生じたんです。天皇は名目化する。あるのは陸軍省、海軍省はじめ各省です。そうすると誰が取りまとめるのかというと、政治の不在です。政治の空白です。その空白に軍部が乱入したというのが、明治憲法体制瓦解の最も根本的な理由ではなかったかと思っています。

日本国憲法は、その反省の上に立って、内閣制度を重要な統治制度とし、そして内閣総理大臣を内閣の首長としてリーダーシップを発揮することを期待したわけです。政治責任の明確化ということを狙って、日本国憲法がつくられたわけです。けれどもさっき申し上げたように、内務省などは別として、

各省は基本的にそのまま残ったわけです。それで戦後やってきたんです。やってこれた一番の背景は冷戦構造です。冷戦構造というのは、非常に厳しい面、世界大戦を引き起こす危険をもっていましたけれども、日本は外交や安全保障という厳しい問題は全部アメリカに任せ、戦後の復興と高度経済成長に専念するということを許すという面をもっていました。ややこしい話は考えなくてもいい。経済が豊かになるということだけに専念できた。そういう状況の中で、各省割拠主義、戦前からの各省割拠主義でやれてきた。

ところが、いよいよこの冷戦構造が崩壊し、アメリカも経済的に日本が強くなるのを無条件に許してくれない。安全だってお前の方で責任をもてというようなこともいつてくる。グローバル化というのは、国家の主権という従来あった高い垣根が低くなって、この地球の風が吹きさらすということなんです。そうすると、国家の統治能力の質というものが問われてくるようになります。統治能力というのは、国家としての総合戦略、総合調整力、機動性といったものです。各省割拠主義ではバラバラで、うまくいきません。高度経済成長は止まり、厳しい政策選択、価値選択をやっていかななくてはならない。今、公共事業をめぐる、ああいう話になっているわけですけども、そう総合調整力が重要になってくる。それから、機動性です。阪神淡路大震災で、機動性がいかにないかということを露にしました。そういう統治能力の質の向上を図るとともに、国民に対する責任性を確保することが重要です。官僚制は、ある意味では、国民に対する責任性を伴わないのです。官僚的無謬主義というのは責任の性の欠如と一体になっているのです。

要するに、「政治の復権」ということをやろうとしているのが、政治改革、行政改革等々なんだということを申し上げておきたい。そして、官僚のプロフェッション性を生かす。そういう政治というものをつくり出そうじゃないかというのが、この一連の改革なんです。そしてその関連で司法改革というのが、どうしても必要なんです。これを政治が理解した。司法制度改革審議会を与野党一致で立ち上げ、最初に紹介したような調査審議をせよ、ということになったのも、司法が「国のかたち」に大きく関係していることを政治

が理解したからです。だから、真剣になったと思うのです。審議会での審議がはじまった頃は、司法は司法の固有の問題だという意識が強く、行政改革と関連づけることにある種の抵抗がありました。そうではないんです。むしろこの関連こそが大事なんです。政治に理解してもらい、財政的にもないろんなことをやってもらい必要がありますが、その不可欠の前提です。司法というのは国のかたちそのものである。

### 司法制度改革の内容

そこで、司法改革の趣旨、内容についてお話申し上げたいと思います。さっき申し上げたように、日本の国民はどれも教育ママ、役所、行政各省に頼る、規制して保護してもらいたがる。そういう社会だったのではないか。それに対して、これからは国民がより自由で主体的・創造的に活動できる社会にしようじゃないかということではないか。こういう社会、自己責任社会とか事後監視・救済型社会なんていいますけれども、こういう社会が健全な社会として存続するためには、公正明確なルールをつくって、それをお互いに守っていく、尊重していくということが不可欠です。そうして、国民はこういうルールについてよりよく知る必要がある。よく知るといっても一般の国民にとって無理な面がありますから、そのルールについてよりよく知っているプロである法曹の助力・助言を容易に得ることができるようにしなければなりません。自由な社会といったところで、いきなり国民を放り出すということは無責任です。より自由で主体的な活動ができる社会にしよう。行政府は余計な手を引け。その分、国民が自律的な生活を営めるだけの、社会的な基盤整備をやる必要があります。その社会的な基盤整備のコアになるのが、司法、法曹だということを申し上げたいわけです。ちょうど我々が、身体上のお医者さん、健康を維持するためにお医者さんを必要とするのと同じように、我々は、日常生活上必要な助言・助力を得られる法曹、ルールに通じたプロが必要となる。そういう意味で、法曹は「国民の社会生活上の医師だ」ということです。

それでは医師であるためには何が必要かという点、高度の専門技術性はもちろんですが、それと並んで豊かな人間性、教養ということになるかと思えます。法曹は、いうまでもなく、人間の生活の機微に触れて相談にのる存在ですから、単に法的な知識だけではダメなんです。豊かな人間性、教養が土台にあったうえで専門技術性ということが必要であります。これは、法科大学院構想の基本にある考え方につながってくるのであります。そういう医師としての法曹を養成するというものとして法科大学院構想が浮かび上がってきた。今のように一発主義の司法試験では、そのへんは無理だというわけです。もっと本格的な養成の在り方を考える必要がある。そこで、法科大学院という構想がでてきて、それを最終意見書で盛り込んだということであり、法科大学院そのものについては、ちょっとだけ触れるにとどめます。シンポジウムでまたお話しできる機会があるかと思えます。

司法改革との関連で、自由で民主主義的な社会では、二種類の公共的討論の場が必要だということを申し上げておきたい。一つは、国会中心の公共的討論の場です。これは非常に重要な政治的な公共的討論の場です。もう一つは、自由で公正な社会を築くうえで不可欠の、裁判を通じての公共的討論の場です。政治的な公共的な討論の場で、最終的にものをいうのは力です。選挙でどれだけの多数の支持を得るか。多数決で最終的に決めるわけです。政治改革、行政改革というのは、いってみれば心臓に脂肪が付きすぎた、動脈にコレステロールが溜まりすぎた、これをすっきりして新鮮な血液が力強く流れるようにする、その工夫だといってもいいと思います。もう一つは、政治によって生み出された法が、国民の現実の生活でどういう意味をもっているのか、不都合な結果を生みだしていないか、本当に公正なルールなんだろうかということを検証するプロセスが絶対必要です。それが司法なんです。そして、司法は公開裁判です。しかも、当事者主義という構造をとります。原告、被告が対等な立場で争えるのです。相手が政府であれ大企業であれ、大労働組合であれ、対等な立場で争って、法の原理に基づいて、第三者から判断してもらえます。この構造、一対一で議論して、そしてそれを真剣に公

開の場で聞いてもらえる、これが大事なんです。政治によって生み出されたものにはゆがみがありうる。多数決ですから。さっきいったように活性化しないといけないのですが、活性化すると同時に弊害も大きくなっていくかも知れません。それを受けとめて、静脈として浄化するといいますか血液をきれいにする、そういうしくみがどうしても必要なんです。だから、政治改革、行政改革だけでは一方的であって、司法改革をきちんとやることによって、全体の身体の強健さをつくろうという意味があるということを強調しておきたいと思います。

司法、法曹は「国民の社会生活上の医師」であるといいましたけれども、問題は、この医師が圧倒的に不足しているということなんです。学生諸君に何かトラブルに直面して困ったときに誰に相談するかと聞いても、弁護士に相談するなんていうのはあまりでてこないんです。だって、身近に弁護士はいない。相談しようとしても誰に頼んだらいいのか、いくらとられるのかも分からないというようなこともある。医師が圧倒的に少ない。司法制度改革審議会の最終意見書で触れているところですが、法曹人口の国際比較であります。57ページの所に書いてあるんですけども、法曹1人あたりの国民の数は、日本の場合、約6,300人。アメリカは、約290人。これは両極端ですね。イギリスは、約710人。ドイツは、約740人。官僚国家として有名なフランスでも約1,640人に1人。日本は、6,300人に1人の法曹、医者が圧倒的に少ない。そこで、今度の司法制度改革の最も重要な柱になっている提言とっていいのが法曹人口の増大です。とりあえず毎年新規法曹3,000人の誕生を目指そうじゃないか、ということをやったのが昨年8月の集中審議で決めました。新聞でも大きく取り上げられました。日弁連も非常に苦勞されたのですけれども、昨年11月1日の日弁連総会で、毎年新規法曹3,000人案が承認された。これが、今度の司法改革の核中の核たる提言だといっていいと思います。どんな精緻な制度をつくったって、動かす人がいないと動かないのです。武田信玄の言葉に「人は石垣、人は城」というのがありますけど、結局は「人」なんです。人次第なんです。多様な優れた人材が法曹になってくれ

るかということが決め手であります。私は、日本の司法は小さいなりに頑張ってきたと思います。裁判官も弁護士も。それから、検察官も。少人数としては、よくやってきたと思います。そのクオリティについては非常に敬意をもつてありますけれども、果たして国民の需要に答えているかという観点から見ると、心許ないところがある。今国際比較で見ましたけれどもとにかく法曹人口が圧倒的に少ない。これを増やさなければならないというのが今回の司法改革の最終意見書の最も中心をなすものであります。そして、法科大学院を立ち上げることによって、2010年には新しい司法試験の合格者を3,000人になるように努力しようということを打ち出したわけでありまして。法科大学院は7、8割合格するというのを考えておりますので、とりあえずは4,000人くらいの定員の法科大学院を立ち上げられるかどうかということが、これからの最も中心的な課題になるかと思えます。

今日のテーマで「地方」ということがありますので、最終意見書の中でこの地方について配慮している点をちょっと紹介しておきます。まず、弁護士へのアクセスの拡充として、最終意見書の80ページに触れていますが、日弁連あるいは単位弁護士会が法律相談センターや公設事務所の設置を進めていますし、また、各地方公共団体の住民向けの相談窓口において弁護士等を活用して法律面を含む相談に応じているところも多いけれども、こういうことを、どんどん進めていただきたいという趣旨のことをここでいっております。

それから、裁判所の在り方と関係して、裁判官の任命手続の見直しということを書いております。95ページです。任命権は内閣にあります。下級裁判所の裁判官の指名権は最高裁がもっています。その指名をするに当たって国民が関与する機関をつくらうということです。最高裁に諮問委員会のようなものをつくってその機関に指名についての実質的な判断をしてもらおうということを提言しております。そして、実質的にやってもらわないといけない、ノミナルになっては困るので、下部組織を地域ブロックごとにつくることを考えなければならないのではないかということを書いてあります。地域ブロックごとの下部組織としてどのようなものを考えるかは詰めており

ませんけれども、実質的に適任者の選考に関する判断を行いうるような十分かつ正確な資料・情報を、地域ブロックごとに整理して、それに基づいてこの機関が自主的に判断するようにしようとしているわけです。地域への配慮を示しているものであります。

それから、98ページですけれども、裁判所の運営についての国民参加ということを行っています。現在、家庭裁判所については、家庭裁判所委員会というものがありまして、委員は法曹三者以外に地方公共団体の職員や学識経験者などから選任されてつくられているわけですが、これが現実にとりだけ機能しているかという問題もさることながら、こういう工夫を地方裁判所についてもやるべきだということを行っているわけでありまして。要するにその心は、各地域の住民が自分たちの裁判所である、単に最高裁を頂点とする組織の中の支部があるんだということじゃなくて、裁判所はそれぞれの地域の裁判所だという意識をもう少しもっていただくような工夫をする必要があるということを行っているわけです。アメリカにアワ・タウン、アワ・コートという言葉がありますが、あの裁判所は自分たちの裁判所だというように思ってもらえるような工夫をこれからする必要があるだろう。そして、裁判所がそうなるためには、まずは、それを支えている法曹、弁護士の役割が重要だと思うわけでありまして。

最後に、法科大学院のことについて少し申し上げておきます。基本的な発想は「点からプロセスへ」というものであります。最終意見書の61ページに記載しているところであります。今までは司法試験は一発主義。どう教育を受けてきたのかということは問わない。試験に通らざるべし。試験がすべてです。そういう試験制度。これはある意味では、開放的、平等だといえる面があるんですけれども、どうプロセスを経てどう教育を受けてきたかということをお問わないんです。この在り方でいいんでしょうか。大学の法学部の教育の現状等については、シンポジウムでまたお話し申し上げますけれども、学生は、大学に入っても、学部の授業になんか余りでないで、すぐ予備校に行くわけです。予備校の方がわかりやすく教えてもらえるとい

うことで、いわゆる大学離れというのが生じている。早く通ろうと思えば、いかに効率的に勉強するかということが重要になります。これは、しょうがないですね。司法試験の一番厳しいときには合格率が1.5%くらいでした。今の合格者数は1,000人くらいになりましたけれども、今でも合格率は2.5, 6%だと思います。合格率がものすごく低い。そうすると、それに通るためには何年かかるかもしれないし、勉強の仕方も試験に合わせて勉強することになるというのは避けがたいです。そこで、そういうことではなくて、一つの過程でみっちり勉強したならばせめて7, 8割位は通るという、そういうしくみをつくる必要があるのではないかというのが基本的な発想です。国会に呼ばれて予備校を軽視するのかとかいろいろな厳しい質問を受けたんです。大学はまともな教え方をしないから予備校にお株を奪われたんだとか。その時私も答えたんです。医師国家試験に関しても予備校があるらしいんですけども、身体上のお医者さんについて、試験さえ通ればいいというようにお考えになりますか、と。身体上のお医者さんについて試験さえ通ればいい、ペーパーテストで一発勝負でいいとは恐らく考えられないのではないかと。やっぱりいろんなプロセスを踏んで教育を受けて、最終的にはテスト、試験がありますけれど、それはプロセスとして教育の成果を少し確認するというくらいの試験ではないか。医者は試験さえ通ればいいとは絶対考えないのではないかと、そういったらどなたも反論されなかったんです。法曹の場合も、さっきいったように人間の生活の機微に触れる職業です。これを医師として位置付けて、そして医師として日本の社会に広く身近にいてもらうようにし、頼りがいのあるものにしようということであれば、やっぱり一発試験ではなくて、どういう教育を施されたかということがまず基本ではないか。試験は必要かもしれませんが、それはそこで学んだことを基本的に確認するという性質のものであるべきではないか。

法科大学院の目的・理念としては、63ページ以下の所に記してあります。理論教育と実務的教育を架橋するものとして、公平性、開放性、多様性を旨としつつ、人間性の涵養・向上を図りつつ、専門家としての創造的思考力、

分析力、議論能力、あるいは先端的な法領域についての基本を理解させます。そして、プロとしての倫理を身に付けるような教育をします。そして、適正な教育水準を確保するためにいろんな工夫をする。それから、法科大学院については全国的な適正配置を考慮する。関西にも少しはありますが、事実上東京に集中しているのをできるだけ各地域に法曹が育つようにする。さっき申し上げたようにアワ・タウン、アワ・コートではありませんけど、我々の裁判所だという意識をもっといただくようにする。そして裁判所を取り囲む厚い法曹がいて、国民が法曹と深い関係をもつという構造をつくっていくためには、法科大学院についても全国的な適正配置を考える必要があるということを行っているわけであります。このへんは、またシンポジウムで議論になるかと思いますので深入りはいたしません。

そろそろ締めくくらないといけません。委細は後で申し上げることとして、法科大学院を2004年に立ち上げるということを意見書はしているわけです。つくるとして、どういう中身になり、学生定員、学生と教員の比率とかそういうものはどうなるのかといったことがたちまち問題になる話であります。この点について、今、中央教育審議会（中教審）の法科大学院部会で議論しておりまして、この設置基準の骨子を今年中に示したいと思っております。そして来年の2、3月位には中間的とりまとめを行って、来年の6月頃には最終的な報告書を出したいと考えております。そして、それにあわせて、法科大学院のカリキュラムの具体的内容、教育方法などの委細について、これらは、「適格認定基準」などと呼んでますけれど、これを早く明らかにしていただく必要があります。こうした事柄は中教審の法科大学院部会でなく、もともと第三者的な機関をつくってそれにやってもらおうということであったのです。しかし、この問題は文部科学省とか法務省とか関係するものですから、なかなか難しいところがあって、第三者機関の設置には至りませんでした。そこで、とりあえず準備室ないし今度できる推進本部で適格認定基準を早く明らかにしてもらって、それと関連づけて設置基準の荒削りなものを早く示すということを考えております。「三点セット」といってま

けど、設置基準、クオリティについての適格認定基準、それから出口の司法試験の問題があります。この司法試験がどうなるかも非常に重要な問題です。この司法試験も法科大学院の教育に見合うような内容にしなければいけません。今、司法試験管理委員会を中心にいろいろ研究してもらっておりまして、これもできるだけ早くその姿を示してもらいたいと考えているところであります。

来月（11月）の17日に日本法律家協会主催でシンポジウムが予定されておりまして、そこで法科大学院のカリキュラムはどうなるか。認定基準のある種のところなど、大体の姿がそのシンポジウムで示されることになるのではないかと考えているところであります。やや少し出遅れた感はありますけど、これからは急ピッチで作業が進み、法科大学院をつくるについて何が必要で、どうしなければならないかということが明らかにされるものと期待しているところであります。

改革というのは、申すまでもなく一編の法律などによって実現するものではありません。行政改革もそうありますが、改革は息の長い作業です。ものによっては5年、10年、本当に理想的な姿に近付くには20年、30年かかるかもしれません。行政各部中心の日本の体制、これまで続いてきたこの体制を変えようとしているわけです。今までは行政中心でしたから司法は脇役、本当に小さな司法ですまそうとしてきました。それを大きな司法にしようとしているのです。行政改革は公務員の数を減らす、一割減らすんです。こちらの方は増やそうとしているんです。増やすことによってもっと司法を大きくしようとしているのです。そして日本の社会を、より自由で公正な社会にするために、この二つのバランスをとらせよう。これによって、日本国憲法が目指している個人の尊重、個人の自律を中心とする自由で公正な社会を築く。そういう国の姿かたちにしよう大きく舵をきって進もうということなのです。本当にスムーズにそちらの方向に進むのかどうかは、これからの5年、10年、20年の我々の努力如何にかかっている。最終的には国民自身の考え方であるということを申し上げざるを得ないわけでありまして。やや口幅っ

たいことを申しした所もあるかと思いますが、私のスピーチとしては以上で締めくくりさせていただきたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

**司会：**佐藤先生どうも大変ありがとうございました。信州大学の関係者、弁護士会の関係者だけでなく、学生や一般にご参加していただいた方々にも非常に懇切丁寧でまた、明確な、非常にクリアなお話であったと思います。もう一度盛大な拍手をお願いします。どうもありがとうございました。

## 第2部 パネルディスカッション

**司会：**それでは第2部パネルディスカッションを始めさせていただきます。コーディネーターは、信州大学経済学部の又坂常人先生にお願いすることになっております。又坂先生よろしくをお願いします。

**又坂常人・信州大学経済学部教授：**経済学部の又坂でございます。よろしくお願いいいたします。今日は、あまり天気が良くないところ、たくさんの方に来ていただきまして本当にありがとうございました。

今日お渡しした資料の中に信州大学法科大学院構想案の概要というのがございまして、その一番最後のページに、信州大学におけるこれまでの法学教育というのが書いてございます。現在に至るまでのこの学部、あるいは大学における法学教育の歩みのようなものを簡単に書いてございます。これは、後ほど必要になったときに再度ご参照いただければなと思います。

私ども5月から長野県の弁護士会の方々とずっと協議を続けてまいりました。その中で信州大学と県の弁護士会が共催してシンポジウムを開こうということになりまして、高石事務局長のご尽力を得て、佐藤幸治先生に来ていただいて今日の運びになったわけでございます。パネルディスカッションでございまして、いろいろなお立場の方からいろいろなご意見をお聞きしたいと思っております。ひとつよろしくをお願いします。

パネラーをご紹介します。私の右隣、今ご講演いただきました、元司法制度改革審議会元会長の佐藤幸治先生でいらっしゃいます。そのお隣が日

本弁護士連合会法科大学院設立運営協力センター広報支援部会長の塚原英治先生。そのお隣が長野県弁護士会会長の佐藤芳嗣先生です。そのお隣が長野県経営者協会常務理事兼事務局長の佐藤稷先生です。最後に信濃毎日新聞社編集局次長の高越良一先生でございます。よろしく願いいたします。

佐藤幸治先生から非常に、クリアーで歯切れのいいお話をお聞きしまして、司法制度改革の意味、あるいはこれから法曹教育の意味、それからロースクールの意味などをお話しいただいたところでありますけれども、これを受けて、日弁連の塚原先生の方からこれまでの全国的なロースクールの設置状況等に関するお話をまずお聞きしたいと思っております。よろしく願いいたします。

## 司法制度改革と日弁連

塚原英治・日本弁護士連合会法科大学院設立・運営協力センター広報・支援部会長：弁護士の塚原です。

司法改革において法科大学院のもつ意味については、先程、佐藤幸治先生が詳細にご説明されましたけれども、日弁連としてもそこで指摘された二つの点について、非常に重く受けとめました。

ひとつは、法曹人口の増大が必要だということです。もうひとつは、量だけではなくて質も十分ではない。専門領域で弁護士が不足しているという指摘もありまして、この両面を非常に重く受けとめました。ご紹介もありましたとおり昨年11月に臨時総会を開きまして、法曹人口の増大については国民が必要とする量と質の法律家を確保するのは弁護士会の重要な責務だということを確認いたしました。さらに、そこで求められる新しい法曹養成制度については、法科大学院を軸に考えていくことを決定し、昨年12月に、法科大学院設立運営協力センターを設置いたしました。ここでは、法科大学院に必要とされる教員をどのように弁護士会として養成していくのか、あるいは法科大学院というものが何をどのように教えるところなのかを検討しています。今年の4月にモデルカリキュラムを発表し、モデル授業の実践も行いま

した。11月17日に予定されております日法協のシンポジウムにおいても、日弁連の現在の考え方を発表する予定であります。

## 法科大学院構想の全国的状況

塚原：現在の全国的な状況について、ごくアウトラインだけをお話して、最初の発言にしたいと思います。法科大学院が、当初3,000名ないし4,000名という形でできるのではないかといわれておりますけれども、これは実は数が先にあるものではありません。設置基準をクリアーしたところについては、設置を認めていくというのが現在の基本的な考え方です。数で統制をする、計画的な養成をするという考え方には現在の所立っておりません。ですからどれだけの数が立ち上がるかということ自体は実は見えていないのです。全国で法学部のある大学が90、法学系を含めると100を超えておりますけれども、現在までの時点で法科大学院の設立の意向がある、予定があるとアンケート等で回答しているところは63校あります（検討中を入れるともっと多くなる）。具体的な構想を発表したところで40ございます。しかし、実際には予定があると回答している中の半数位の設立がやっとかと思っています。それは数を制限するという発想によるのではないのです。法科大学院は少人数で質の高い教育をするということを想定しておりますので、教員と学生の比率が学生10人に対して大学院の専任教員1を想定しています。ですから、1学年50人。今、基本的には3年制を基本に考えておりますので、全体で150人。専任教員が15人必要だということになります。これを大学院だけで確保することになるので大変に厳しい数字になります。

信州大学で伺いましたところ、法学系教員は6名だということですから（2000年12月26日に発表された中教審法科大学院部会の設置基準骨子では、人数比では15：1に緩和されたが、最低教員数は12人とされている。）から、到底足りない。しかも学部から全部教授を引き上げないといけないということになりますので、そのようなことができるかが問題になる。日弁連では専任教員比率をもう少し緩和したらどうか考えておりますけれども、現在の流

これは学部との兼任を認めることでカバーしようとしています。ただし、兼任を認めた場合でも、現在学部教育で教えている分にまるまる大学院がプラスされるとすれば、今度は到底質が確保できませんから、トータルのコマ数は制限せざるを得ません。やはり、人が必要になる。文科省は現在のところ、そのために特別な予算を付けるという発想ではありません。それぞれ大学の中で考えてほしいというのが基本的な考え方です。必要な法律家を養成するファンドをどこからもってくるかという問題があり、文部省の姿勢を是認するわけではないのですが、大学の中で教官のやりくりをしなければいけないというのが、現在、それぞれの大学が大変に悩んでいるところで、そういうところから見て実現可能性になると限られてくることになってきます。ですから、政策的にどこに何校というようなことよりは、この基準をどのようにクリアしていくかというのが大変大きな課題になっているということだけ最初に申し上げまして、私の発言といたします。

又坂：どうもありがとうございました。

今の点につきましては、後ほどまた議論していくことにいたしました。地元の弁護士会として司法制度改革問題、ロースクール問題についてどういうふうにお考えになっているのかということについて佐藤会長の方からお願いします。

### 長野県における法曹人口

佐藤芳嗣・長野県弁護士会会長：長野県弁護士会の佐藤です。まず私の方で皆さんの手元にお配りした資料をもとに現在の長野県弁護士会の会員数、それから、この10月に第54期の司法修習生が全国の各会に入会しましたけれども、その入会状況を説明して長野県の現状を把握していただきたいと思えます。

長野県には現在113名の弁護士がおります。長野に本庁がありまして、長野以外に上田、佐久、松本、諏訪、伊那、飯田に支部があります。それぞれ本庁に何人、支部に何人弁護士がいるかという数字が、長野地方裁判所管内

の人口と弁護士の数の表になっております。長野県の人口は約220万人。113名の弁護士ですと、簡単にいえば2万人にひとりしか弁護士がいない。とりわけ佐久というところを見てもらいたいのですが、佐久支部は、管内の人口21万5千を超えてますが4名です。弁護士ひとりあたりの人口は5万3千人を超えていると、こういう状況にあります。司法改革の理念として、市民に身近な弁護士を確保するというのがあったと思うのですが、5万人にひとりの弁護士であれば、身近に弁護士がいるといっても何処にいるか分からないというのが実態ではないかと思えます。

それから、これは長野県だけではないのですが、54期司法修習生の入会状況というのをつい最近手に入れまして、若干私の方で調査したのを手書きで書いてありますけれども、この10月に全国で弁護士会に入会した人の数が右下にでてますが759名です。759名の内東京三会に450名、約60パーセントが東京で弁護士を始めているという状況にあります。それから東京以外に大都市があります、右下に書いておきましたけれども、東京、大阪、名古屋、横浜、福岡、京都、神戸とこの7つの市に、この大都会に669名ですから、88パーセントの修習生が大都市で弁護士を始めているという実態があります。長野県はどうかといいますと、この10月に2名だけ入会者がありました。それから一番下の所に、入会者ゼロの県を書いておきましたけれども、関東でいえば栃木県それから、日本海側で富山、島根、それから北陸の方で秋田、青森、それから四国の香川、高知、この7県はひとりも今年度弁護士になっておりません。結局、従来、司法試験の合格者が500名の時代がずっと長かったわけですが、これが現在1,000名まで増えておりますけれども、実際には、大都会に弁護士が集中するという傾向がどんどん進行している。長野県弁護士会の場合、1981年、今から20年前の会員数が77名です。これが1991年になりますと、101名ということで、この10年間で24名増えています。ところが1991年から今年2001年までは12名。司法試験合格者は増えたわけですが、長野県のような地方でやる弁護士はかえって減っているという実態があると思えます。

それで、弁護士会の中には、法曹人口の増大ということに関していろいろな考え方はありますが、少なくとも長野県のような地方においては、先程、佐藤会長がいわれた司法改革の理念を実現するためには、やはり、もう少し多くの人達が長野県内で開業していただきたい。とりわけ長野の本庁もそうかもしれませんがそれ以上に松本、上田、佐久、飯田、伊那というような、支部において開業していただかないと、市民に的確な法的サービスを提供していくことが充分できないのではないかとこのように思います。現在でも、やっぱり消費者問題であるとか労働事件であるとか企業法務、あるいは先日でも来年度に弁護士になる方から、長野県で外国人の問題について取り組んでいる弁護士事務所はどこでしょうかと聞かれて、そういうところがあったら所属したいという方がいましたけれども、113名いる中で外国人問題について専門的にやっている弁護士は、パッとこう見ても思い浮かばないというような状況でありますので、やはり長野県内にも法科大学院をつくったうえで、地方にも弁護士を増やすということが必要なのではないかとこのように考えています。以上です。

又坂：どうもありがとうございました。今の話に、新しく弁護士になられる方が大都市の方に集中しがちだ。むしろ地方の方では新規に弁護士になる方が減っているという、それは様々な理由でリーガル・サービスの低下に結びついているというお話だったと思うのですが、その点との関係で経済界の方の立場として、その司法改革なり法曹に対する期待なりということについて佐藤事務局長の話をお聞きしたいと思います。

### 経済界からみた法科大学院構想

佐藤穰・長野県経営者協会常務理事兼事務局長：特に、皆様方に資料は提出してありませんが、私はこの基本的な構想について大賛成であります。その理由を三つ述べたいと思います。

ひとつは佐藤弁護士さんがご指摘されましたが、近年非常に労働事件が増えているわけでございます。例えば、平成10年に労働関係の民事訴訟が通常

訴訟で2,000件を超えまして、最新のデータで平成11年で2,236件に及んでおります。それから仮処分も、平成11年で890と非常に多いのです。この10月1日から、長野労働局、厚生労働省ですが、各県に個別的労使紛争を調停するための紛争調停委員会を開設するわけでございますけれども（私も長野県地方労働委員会の使用者委員でございますけれども）いわゆる個別的労使紛争も増加傾向にあることは事実であります。

それから、第二点は冒頭基調講演で佐藤先生からもご指摘がありました、経済のグローバル化の進展ということなんですね。これは、特にローカルな視点から申しますと、本県は最新時点の県の商工部の調査で、本県から769の事業所が世界に展開しております。そのうち製造業が415、非製造が286事業所でございます。アジア方面が67%、その次に北米、欧州という順になっているんですが人件費の問題もさることながら、非常に昨今海外シフトが進んでおります。それにともないまして、当然のことながら、商事法務問題あるいは取引、あるいは労使紛争等々、非常に需要になってきています。もちろん、県内の中堅有力企業におきましては、法務対策室、あるいは法務担当者などおいておりますが、佐藤芳嗣先生がおっしゃいましたが、外国人労働者のことはどの先生にいけばいいのですかというような問題が出てくるわけでございます。長野県は特に「ものづくり県」でございます。ご案内のとおり電気、精密、機械、輸送用機器、これで約3兆8千億位の出荷高を誇っています。日本に冠たるものづくり県でございまして、そういう意味からいきますと今大変不況ではありますが、法曹の方々が増えるということは大変望ましいことです。また、その潜在需要があるという点を私はまず申し上げたいと思うわけであります。それから、もう一つはIT革命の進展に伴い、働き方が徐々に変化してきておりますし、雇用形態が多様化・流動化しています。メンタル・ヘルスの問題も発生しております。いわば経済のグローバル化によって、法曹に対する需要が増していくと思われま。

それから、もうひとつは、知的財産の問題でございます。特許権の問題。昨今11の判例が出ております。いわゆる特許権の帰属は企業にあるわけなん

ですが、近年訴訟が増えてきています。ですから、この知的財産をめぐる問題も複雑化してきており、経済界としても腐心しています。以上の三つの理由によりまして、法科大学院構想は、大変結構であると思うわけでございます。

信大経済学部の新設につきましては、私ども経営者協会が中心になり協力を申し上げました。経友クラブと経済システム法学科の新設につきましても、同様でございます。信州大学は、タコ足大学といわれておりますが、本県唯一の総合大学でもあります。法学部がないというのも、残念なことであり、法科大学院が設置されることを期待致します。その経過的なものとして経済システム法学科が設置されたという経緯があるわけでございます。

又坂：どうもありがとうございました。一方で法曹人口がすくないということと、今のお話はむしろこれから経済のグローバル化したがつて、ますます需要が増えてくるだろうというお話だったと思います。最後に信濃毎日新聞の高越さんに、今日は新聞社ということではなくて、市民の立場ということでございますのでよろしく願います。

### 法律と国民（県民）とのかかわり

高越良一・信濃毎日新聞社編集局次長：信濃毎日の高越ですが、今日は、ひとりの県民あるいは市民の立場で来ております。新聞社としてはまだこのことについては、統一見解をもってないということもありますが、私の個人の考えを中心にお話ししたいと思います。

一つは法律と国民、あるいは県民の関わりが今までどうだったかと考えますと、ひとりひとりお考えになれば分ると思えますけれども、非常に関係が薄いです。個人的なことでは、例えばだいたい法律に係わるということがいいことではないと。検察庁から起訴されるかあるいは金を借りた相手から民事裁判を起こされるか、したがって裁判所とか法律と聞くと思わずギョッとするのは我々市民ではなかったのか。しかし、それは法治国家であり市

民、民主国家である国民なり市民としてはかなりおかしな話です。西部劇ではごろつきが俺が町の法律だと威張っている場面がよくあります。アメリカ人はある意味では、法律が自分のものになっているという感じがするのですが、日本では弁護士さんも大変少ないですし、大いに充実してもらい、法科大学院は基本的につくっていただくことは賛成です。今、お話があったように信大が総合大学として充実することは賛成ですが、それが、法曹の世界のいわば業界の話としてだけ、どんどん進むのではなくて、県民の声をよく聞いていただくことが大事だと思います。そうでないと信州大学と弁護士会の先生方で大汗かいて、大変だ大変だと騒いでどうなるのかということではどうもいけない。

そのためにはやはり、長野県民が法律とどのように係わってきたのか、その実態というのをよく調べさせていただいて、例えば本来は弁護士先生に頼まなくてはいけないケースであるが頼まなかったケースですとか、その時になぜ頼まなかったのかご本人の意見をよく調べていただいて、さらに裁判所の対応、検察庁などの対応をきちんと調べたうえでいかないと、県民世論として、ロースクールをつくらうじゃないかということにはなかなかならない。信大と弁護士会の先生方がなにか一生懸命やっているなあ。まあ頑張ってくださいよみたいなことで終わっちゃうのです。もっと法律をより身近にするいいチャンスでもありますので、県民の声をよく聞いていただきたいということがひとつの注文でございます。

もう一つは、司法試験の予備校化につながるようなロースクールであっては困る。やっぱり県民に開かれた法律の大学院、どういう形になるか分かりませんが、そういうものをつくっていただきたい。都圏にある司法試験の予備校みたいなものができて困るわけで、そのためにも教育内容をどのようにするのか考えていただきたい。

もう一つは、法律をつくるのは立法府の問題ですが、立法府というのは意外に怠慢なところがありますから、こういう法律をつくれ、こういう法律は改正しろという声を挙げる拠点ともしていただきたい。例えば最近の例でい

いますと、選挙がありますと、インターネットで候補がホームページをつくっています。そこで私を支持してくれ、私の政策はこうだといって訴えています。これは選挙中オープンにしているのかという問いを旧自治省にしたら自治省は頭を抱えてしまった。要するに法律は想定していないと。それでひねり出した結論がこれは文書の頒布にあたるので、どうも選挙期間中はやめてくれというような話になったと聞いています。ご覧になるとわかると思いますが、各選挙事務所は選挙中はホームページを停止しています。しかしホームページという通信手段は私は、選挙中にこそ生かされなければいけない。ところが法律が想定していないからとりあえずやめろと。こういうものに対しておかしいじゃないか、もうインターネットは5年も6年も前から皆使っているではないか。自治省のお役人は何もやっていなかったのか。そういう声を上げる拠点としてもロースクールを位置付けることが大事ななというような感じがしています。

又坂：どうもありがとうございました。大変良いお話だと思います。一番最初の業界だけの話にするなというお話だと思うのですが、そのためにももっと実態を調べるべきだ。これに関しては、私どもと県の弁護士会とでプロジェクトを組みまして、今年度から共同研究をすることになっています。やはり業界だけの話ですと一般化しませんので、個人的な願望が入りますが、できれば開かれた形でいわば県民が作り上げる形で開かれたプロセスで設置できれば、と思っています。

それから一番最後の点ですが、ロースクールというのは専門学校や予備校ではありませんで、それは試験に通るだけの教育をするのではなく、より広い市民的な教養というかモラルなどを含みますし、さらに教育だけではなく研究も含むというように考えています。つまりロースクールを担当する人間は教育者であると同時に研究者でもあるわけですから、かなり高度な専門知識をもった人間が結集するということが、それ自体意味のあることだと思います。長野県は先ほどからくり返し述べられていますように、法学資源が非常

に少ない。そういう中で、高度な専門知識をもった人間を結集すること自体ある種先駆的な機能を果たすであろうと思っています。

それから、一番最初の塚原先生のお話で数値目標はあえてあげないのだと、基準を満たしたのから認可していくのだと、政策的な誘導はしないのだというお話がありましたが、司法制度改革の趣旨目的に照らしますと、全国津々浦々の人々に対して遍く質の良いリーガル・サービスを提供することが必要であり、大都市圏だけにロースクールが偏ってしまうのは望ましくないのではないかと思います。しかし、実際問題として大変難しい問題が出てくる、そのへんのところは佐藤先生、我々はどのように目標設定なり戦略・戦術を考えていけばよろしいのでしょうか。アドバイスしていただければと思います。

#### 法科大学院設置の戦略・戦術

佐藤（幸）：大変難しい問題です。抽象的にいいますと、理想は高く掲げる必要はあると思いますが、現実論として例えば3,000人の合格者、7、8割通るには4,000人ほどの法科大学院の学生ということになるわけですが、この達成が20年も30年もかかるようでは困るのです。2010年に達成したいというのが強い希望です。けれども先ほど塚原先生がおっしゃったように、設置基準を満たさなければ質の悪いのがたくさんできて困るのではないかというのはそのとおりです。そこで、理想は理想として、法科大学院がスムーズに立ち上がれるような工夫を凝らす必要があるだろうと思います。理想的なロースクールは、そこで教育を受けた人が先生になる頃にできるのかも知れません。そのぐらいの気持ちで設置基準や適格認定基準の運用の在り方を考える必要があるのではないかと。全国的な適正配置ということも考えなければならぬ。できるだけスムーズに立ち上げて、そしてだんだん理想に近づけていくということを考えるしかしようがないと思います。ですから設置基準の方はまずミニマム。これだけは考えてくれということを決める。そして要件の運用の仕方などについて、先ほど兼担の話が出されましたけれど、

そのへんの問題も含めて運用のところで弾力的に考える。そして次第に理想に向かって進んでいくということを考えるしかないのかなと思っています。先ほど具体的に学生定員と専任教官との比率の話をなさいましたけれど、私の立場として今の抽象的ないい方でお許しいただきたいと思います。いずれにしても設置基準はミニマム、これくらいは考えて欲しい、しかし運用についてはこういうことも考える必要があるというような形になっていくのではないかと考えていますが、それ以上のことは今の段階では…（笑）。

又坂：どうもありがとうございました。ある種の政策的誘導というのは必要ではないのかなという気がします。やはり設置基準というものはミニマムなものであとは極論かもしれませんが、例えば3,000人とわず5,000人とか6,000人とかどんどん余るくらい法曹をつくってあとはマーケットが判断するというようなことも一つの選択肢としてあり得るのではないかと思います。このへん塚原先生いかがでしょうか。

### 法律家の量と質

塚原：法律家の数は最終的にはマーケットが決めるのだというのは昨年の日弁連の決議でもありますが、プロフェッションの養成には非常にコストがかかるのです。現実に例えばイギリスなどでは、大学の課程その他は終えたけれど修習ができないために法律家になれないという人が滞留しています。弁護士事務所で修習しますが、法律事務所は必要がなければ修習学生を採らないので、その段階で人があぶれます。そうするとそれまでの教育が無駄になるのです。ですから、過度のコントロールの発想をもってはいけませんが、あまり無駄にならないような制度を考えないといけなだろうと思います。それと改革審は司法修習を、研修所を残すという意見になっています。弁護士会もいまのところそう考えていますので修習体制の問題がどうしてもリンクする、現在のところ最初は1,200人、さらには1,500人まで現在のスタイルで修習をしろといわれていて、これはなんとかぎりぎり可能かと考えていま

すが、それを超えると現在の修習体制では不可能です。そうすると抜本的に考えを切換えなければいけないので、どうしたらいいか今検討しているところです。質を確保しかつ枠組を今までとあまり変えない形でやっていこうとするとなかなか難しいところがあるので、修習について抜本的に見直すということをしなないと、そこが数の上では問題になってくるということがあろうかと思います。

### 法科大学院の適正配置

塚原：適正配置の問題ですが、日弁連が昨年法科大学院についての基本方針を出したときに、最低限5箇目の要望を審議会にしようということを決めたときの一つの柱が適正配置です。先ほど長野県弁の佐藤会長のお話にあったとおり、やはり弁護士過疎という問題をどうやって解決していくかというときに、地域に根ざした法律家をつくっていくことは大変に重要だと思います。これは昨年の鹿児島大学のシンポジウムでもあったのですが、弁護士が減っているところはその県に法学部のある大学がないという指摘がされている。実際に戦後になってから弁護士が減っている県あるいは最近十年間で弁護士の実数の数が減っている県がいくつかあります。そういうことを考えると地域に根ざした法律家を何とかして養成したい、そのためには先ほども出ましたけれど基準を弾力化してでもある程度できないか、ということを考えています。しかし逆に作ろうとしているところではそれなりの努力をしています。現実に大きな動きのあるところでは静岡県、あるいは島根県、岩手県などです。島根県では鳥取県と合わせて山陰にロースクールをということで、こういうシンポジウムでは島根県、鳥取県の両方から副知事が二人も来られましてご挨拶をされています。静岡県などでは副知事が来て今度司法改革静岡県懇談会というのをつくりましたけれど、これは国会、県・市議会の議員、県知事、市長から総動員したような組織をつくりまして、メインの目標は静岡大学にロースクールをつくるということで動いています。岩手県は今年の11月にアメリカに県の弁護士会、岩手大学それから岩手県が調査団を派遣し一

緒に行く（テロのため中止）というような取り組みをしています。

### 法科大学院と自治体

塚原：自治体がどのようにかんでいくか、これは大変に難しく県立大学等であればそのようなことも可能ですが、国立大学に対して県が寄附をするというようにしくみができておりません。そこをどのように変えていくか、あるいは独立行政法人になった場合でも自治体の寄附は現行法では禁止されていますが、ここは変えていく余地はありますので、そういうところを変えていくことによって自治体がそのような大学に寄附をしていくような形も考えられます。いろいろなしくみを考えていくということで日弁連の設立運営協力センターという名前、非常にたいそうな名前ですが少しでも知恵を貸すことができればということで行っております。

### プロフェッションスクールとしての法科大学院

塚原：ただ、先ほど信州大学の構想の中にありましたが、基本的にロースクールの構想というのは、市民的教養は学部でやっていただきたい。法科大学院はまさにプロフェッション、専門家の教育をするのだということだからかなりそこは切り分けて考えられています。法科大学院でまだなお市民的教養などといっているようでは困る。むしろ学部できちんとやってもらいたい。逆にいうと法律だけをやってきた人にさらに2年も3年も法学教育をするというのはできれば勘弁して欲しい。むしろ経済学とか歴史学とか理工系の知識を得た人を3年間のプロフェッションスクールで役に立つ法律家にしていきたいというのが、法科大学院構想のかなり重要なところを占めていますのでそのことも一言申し上げておきます。

又坂：どうもありがとうございました。市民的教養というのは語弊がありましたが、例えば企業法務をやる場合に、かなり経営学の知識がなければだめだろう、あるいは政策法務をやる場合に多少政策に関するかなり深い知識が

なければだめだろう、というような意味で使った言葉であります。いわゆる大学の一般教養でやっているような意味での教養という意味ではありません。

いまのお話で大分わかってきましたが、一つは地域の中でニーズを掘り起こしそれを結集し全県的な盛り上がりを背景にした支援体制をつくる、これは法科大学院を県内でつくっていく上で必要不可欠なことである、というお話だと思います。

それと先ほど高越さんがおっしゃった、どうも敷居が高いというか司法に対する普通の人の意識がまだまだ我々と違う、かなり意識にギャップがあるというようなお話。その点、県なり何なり行政の関係といわゆる県民の意識のズレのような問題、これは地元の弁護士会としてどのようにお考えかを佐藤会長さんの方からお願いします。

## 市民と弁護士の関係

佐藤（芳）：なかなか答えにくいご質問です。先ず県民の意識という面からですが、必ずしも長野県だけではないと思いますが、身近な存在として弁護士が必ずしもいなかったと思います。戦後50数年経っていますけれども、500人体制といいますか新規法曹が年間500人しか生まれないという時代が長かったので、私個人の見解ですが、裁判官、検察官だけではなく、弁護士もある意味では非常に特殊な存在であって市民の中に入っていかなかったのではないか、だから市民に身近な弁護士といってもそんなに周りにいなかったというのが実情ではないかと思います。先ほど佐久の例を紹介しましたが、22、3年前に私は上田で弁護士を開業しましたが、その時には佐久には一人も弁護士がおりませんでした。20万人を超える人口を抱えながら一人も弁護士がいなければ身近に弁護士をといってもいないものはしょうがないという、恐るべき実態ではなかったかというように思います。ですからむしろこれから弁護士自身が市民の中に入っていく、そういう時代が来るのだということで、これまでの弁護士の意識も変わらなければいけない。逆にいえば、弁護士の数が増えていけば、いままで弁護士が働いていなかったいろいろな分野

で弁護士が活躍する場面もでてきますので、これから変わるのではないか、また変えていかなければならないと思います。

### 法科大学院設置の支援体制

佐藤（芳）：行政との関係ですが、（ロースクールの関係はあとで述べますが）私も佐久地方に弁護士が一人もいないということで、弁護士を開業してから（少し前までは広域事務組合とっていました）佐久地方の広域連合16市町村で月1回無料法律相談をやってもう20数年になりますが、無料法律相談の場所に市町村自身が相談に来るといことが時々あります。16市町村のうち顧問弁護士がいる市町村は、私は最近1町村だけやっていますが、少ないです。行政自身も法律家あるいは弁護士を充分活用していないという実態があるのではなかろうかと思えます。

それから今日はロースクールの話ですので、ロースクールの設立との関係で県であるとか松本市をはじめとする市町村の関係者にも、今後充分この問題に関与していただきたいと思っています。先ほどいわれたように長野県弁護士会と信大だけでこの問題を推進しようなどとはさらさら思っておりません。従来、既に弁護士になった層からいえば必ずしもロースクールをつくらなくてもいいという考え方さえあるわけです。あくまでも長野県内にロースクールを設置しようというように我々弁護士会が考え始めているのは、やはり先ほど佐藤（幸）先生の基本的なご説明にもあったように発想を変えようということだと思います。県民、あるいは市民のための司法制度を確立していこう、そのためには長野県内にも質と量の関係で弁護士を増やしていかなければならない、こういう背景があるからだと思えます。そこで是非長野県当局、あるいは市町村にもロースクール設置問題について信大あるいは長野県弁護士会との協議、あるいは支援体制の方に是非お力添えをお願いしたい。我々自身も今後さらに呼びかけていきたいと思えます。

これも個人的な見解ですが、とりわけ長野県内には4年生の大学は信大、長野大学の2つしかありません。今まで長野県の政治というか行政は、高度職

業教育、大学以上の教育は他県に任せ、特に東京を中心とする大都会に任せ  
てきたと思います。明治以来というお話が先ほどありましたが、1世紀に渡  
って長野県の人材はどんどん流出していったと思います。大学とか高度社会  
教育を受けている人が必ずしも優秀とはいえないかもしれないけれど、優秀  
な人材が外に出て行ってなかなか帰ってこない、こういうことを1世紀もや  
ってきたわけです。こういった在り方も長野県として根本的に変えなければ  
いけないのではないかと思います。地方の時代というようにいうけれども、  
人材も長野県内できちんと育てる、あるいはもっといえば長野県内だけで  
なく外からも人材を呼び集めて地方自治の担い手をきちんと養成していく、そ  
ういう姿勢が重要ではないかと私自身は思っています。こういった観点から  
も長野県政あるいは行政の課題として、この法科大学院問題を取り上げてい  
ただきたいと訴えたいと思います。

又坂：どうもありがとうございました。協議を始めたのが今年の5月という  
こともありまして、まだ積極的に行政の方に働きかけておりません。今日の  
シンポも踏まえて市町村、県へ弁護士会と一緒に頑張って積極的に働きかけ  
たいと思っています。

### 法曹人口増大の意義

塚原：度々ですみません。先ほど高越さんのご発言にあったことと関連しま  
すが、法律家を増やして何かいいことがあるのか、という部分ですが、やは  
り日本の法律家のイメージは裁判ということに限局されて捉えられてきた、  
特に刑事裁判のイメージが強いというのが日本の法律家の特徴であろうと思  
います。その重要性は依然として変わってはいませんが、現在世界的にいえ  
ば法律家が働くべき場所はたくさん広がっています。現実に金融再生委員会  
へ私が属している第二東京弁護士会から弁護士を任期付きの公務員として出  
しましたし、通産省に行っている者もいる、法律家が必要な所はたくさんあ  
ります。公正取引委員会は独占禁止法で弁護士の資格のあるものを事務局に

入れなければいけないと規定していますが、弁護士からなった人はほとんどいないです。それはやはり今まで日本の弁護士の数が少なかったからです。今お話があったように行政の中にも顧問弁護士さえいないという所が多い。例えば行政不服審査は（又坂先生のお得意の所かもしれませんが）、建前上は簡易迅速だとなっていますが、実際には簡易でもなければ迅速でもない。十いくつもの判子をもらい歩いている間にずうっと時間が経つ、という世界です。一人の担当の法律家が自分で理由づきの意見を書く、ドイツだとそういう訓練をしていますから、すぐにもかく反応がある。それをまた争うことが出来る。ドイツでは行政系の裁判、日本で行政裁判といわれているものに属するものは年間50万件です。日本は私どもオンブズマン等で随分事件を増やしたのですが、それでもせいぜい年間1,800件というようなレベルで桁が全く違います。先ほど佐藤（穰）さんからもあったように、労働訴訟について、この所史上最高を更新しているといっても年間3,000件くらいです。これがドイツになると労働訴訟だけで年間で60万件です。

やはり法律家の数が少ないということで、本来法的な透明なルールで裁かれるものがそうでない形に今までなっていたのではないか。消費者のクレームもそうですし、あるいは労働者の解雇紛争もそうです。弱いものが泣き寝入りして終わっていたのではないか、もう少しそれを法律上きちんとした形で処理できないか。法律の不備もそうです。そういうことがたくさん争われてくれば、もっときちんとした明確な法律でなければいけないという声が出てくりに上がっているはずです。ところがそうになっていない、典型的なのは宅配便の業者ではっきり分れるわけですが、クロネコヤマトの方は問題があると行政訴訟を構えて争うということで改めさせてきた。もう一つの大きな所は政治家に頼むというスタイルで解決をしてきた。そこがむしろ日本の主流だったわけです。そうではない形でやはり公平透明なルールでやっていく必要がある。法律家、独立した弁護士が企業内にいるということはどういう意味をもつかというと、これはコンプライアンスで決定的に重要です。会社に対して会社がやろうとしていることは法律上おかしい、やめなさいというこ

とが今の普通のサラリーマンに言えるか、資格のない人には言えません。言ったらクビになってクビになったら他では生きていけない、企業内の法律家であれば、そこがいやだったら辞めて、自分でやっていける。そういう裏付けがなければ本当の意味でのコンプライアンスは実現できない、そういう意味では資格のある法律家が世の中にたくさん出るということは極めて重要だと思えます。ちょっと長くなってすみません。

又坂：どうもありがとうございました。私も全く同感であります。ドイツの場合は分厚い法律家の層があり、あらゆるところに法律家があります。裁判制度も利用しやすく司法に対するアクセスが容易である。しかし、日本ではどうも司法と普通の人々との間に壁がある気がします。先ほど佐藤（幸）先生がおっしゃいましたが、文化的な背景があるのかなという気がします。佐藤（穰）事務局長さん、そのへん、実際企業活動をやって文化的な壁のようなものを司法との関係でお感じになったことがありますか。

佐藤（穰）：これからは日本も、アメリカのように訴訟型社会になっていくのかなという感じがしないでもないです。やはりこれだけ社会が複雑化し、IT革命も進み、個人対個人の問題が多く出て、非常に多様化しております。そういう意味では訴訟型社会になると思えます。企業のニーズからすれば県の弁護士会の佐藤（芳）先生もおっしゃいましたが、長野県も弁護士さんが少ないのではないのでしょうか。正直申し上げまして商事法務だ外国人問題だと、それぞれの専門分野で、この問題ならこの先生というイメージが、私どもには湧かないのです。法曹人口が増えることは大歓迎であり、是非長野県に法科大学院が設置されることを期待したいと思います。

くり返しになりますが、信州大学はタコ足大学として有名ですが、これだけITを有効に活用して相当見事にやっています。私は各地域にある信大の学部は単科大学と同じだと思えます。そういう意味では信大に法学部が独立してなかったということが非常に残念です。

又坂：どうもありがとうございます。先ほど専門家の数が少ないために本来法的なルールに基づいて解決されるべき問題が別の形で解決されている、一方で司法の敷居が高いというお話がありました。佐藤先生にお伺いしたいのですが、一方で改革審議会の答申の中では裁判外の紛争解決手段ADR、これは強化すべきであるというようなことをいわれておまして、それと法曹人口を増やすということはどのように関連するのかお話しいただければと思います。

### 裁判とADR

佐藤（幸）：いろいろな捉え方があると思います。ADRも確かに重要であるといっていますが、コアの部分は本来の訴訟の場だということは強調しておきたいと思います。訴訟の場といっても裁判としての表面に表われてくる次元だけではなく、弁護士さんの事前の様々な活動も含めていっているわけですが、そこをしっかりとさせた上で、さらに国民に利用しやすいようにADRを含めて全体のシステムを考えましようということなのです。そこをちょっとにしないでいただきたいと思います。

それから法曹人口ですが、訴訟・裁判の場で弁護士が非常に重要だということは当然ですが、同時に考えていただきたいのは、ADRの場面でも弁護士として活動すべき場面が非常に多いということです。先ほどもいろいろ触れられたように弁護士が活動すべき場は広くあるはずで、行政でも企業でも弁護士資格者が職員になっていいわけです。国家公務員や地方公務員になってもいいわけです。むしろ必要かもしれない。そういう形で法曹資格をもった人達がいろいろな所で活躍するということがコンプライアンスを確保し法の精神を血肉化することにつながっていくわけで、法曹人口の増員はコアの部分についても周辺の部分についてもいろいろ関係しているのだということを一言強調しておきたいと思います。

### 国家戦略としての司法制度改革

佐藤（幸）：ちょっと別のことですけれども、よろしいでしょうか。先ほど塚原さんから文科省の専任教員の増員について云々とありましたが、従来の発想からすればそういうことになるんだろうと思います。けれども今日強調したように、司法改革は、行政改革等他の改革との関連で必要なのです。そして小泉総理の6月12日の挨拶を紹介しましたが、国家戦略として位置付けられているのです。国家戦略として位置付けられているということの具体的な意味は何かということの問題ですが、日本の「国のかたち」をつくり直すとする意味をもっているわけです。つくり直す場合に、行政についてはスリム化を図るけれども、司法については増やしましょうということなのです。だからそこをどれだけ力強く国民として主張し続けるかがポイントだと思います。人任せにしていたら実現できません。マスコミも含めて我々が、そのことを強くいっていかなければ実現することではないと思います。法科大学院をつくるというとき、従来の発想でつくります、金はかけません、こんなことだったら一種のごまかしになると思います。そうさせてはいけません。

そうさせないためにどうするかというと、話はぐるぐる回るかもしれませんが、今日強調したかったのは「国のかたち」の在り方は結局は国民自身の責任だということなのです。今まで我々は秩序とは所与のもの、何か偉い人から与えてもらうものだと思ってきたところがあるのではないかと。これは国際関係についても、国内政治についても妥当することはないかと思えます。この趣旨のことは、和辻哲郎先生が戦前からいっていたことです。それを我々の人為的な努力の中で変えていこうというのが今回の「国のかたち」云々の話であって、そのへんについてどれだけの深い理解を国民全体としてもてるかどうか。専任教員の数や手当の問題なども、そういう文脈の中で捉える必要がある。文科省も、従来の発想の延長線上ではなく、必死になって取り組んでいただかなければならない、ということを経験しておきたいと思えます。

又坂：大変心強いお言葉でありました。従来型の国立大学の概算要求をするというレベルの話ではなかなか難しいのではないかとすることは我々も常々

感じているところであり、どう突破していくのかということがおそらく実際にロースクールをつくっていく場合に問われてくるのではないかなと思っています。

高越先生にお伺いしますが、法曹人口がバーンと増えた場合にどのようなイメージをおもちでしょうか。

### 新しい司法文化と市民社会

高越：それは先ほどの話と裏返しになると思いますが、長野県でいえば県民の皆さんが法律に対して関心を今より持つ、それからもう一つはいろいろな問題が生じたときに先ほどもお話がありました日本型調整社会といいますか、普通はお互いに相談してあるいは間に人が入ってなんとか収めるという機能は日本では相当働いています。それが度が過ぎるとその人の権利なりあるいは人権なりが抑え込まれていくということになるわけですが、法曹が充実すると、そういうことがだんだん無くなると思います。それで町の中のおじさんおばさんも適正な法律感覚をもって社会生活をしていくということになるでしょう。法律と市民との関係をきっちり理解するという時代が来るのではないかなと思います。

ロースクールのことも日本人は横並びが大好きですから長野県も今こうやって取組んでいらっしゃるのですが、ばたばたやる県があってもいいし、20年がかりで考えようではないかという県があってもいいと思います。小学校、中学校で市民と法律という講座を設けてもいいではないですか。憲法は前文から始めて全部教えますが、1回教えて終りですから、市民と法律というのはどういう関係なのだと、法律というのはおっかないものでもお上から強制されるものでもないのだよと、これは市民社会を僕たちが守っていくための道具であるということをきっちり教える教育をしてほしい。それこそ長野県が教育県というならばそういう教育を20年間やって、その中で僕は法律家になりたいという人がでてきて、ではロースクールをつくるということでもいいと思います。すぐつくってもいいですが、県民の支持を得るということは

そういうことだと、皆一人100円ずつカンパしてくれと、そういうことではなくて、長野県民はなかなか手強い、市民としてきちりとした意識をもっているという教育をしてからでもいいのではないかなという感じでいます。

又坂：どうもありがとうございました。大分時間が迫って参りました。今日のディスカッションを通じて、法曹の多様な広がりや共通認識として得られたのではないかと思います。

また、ロースクールの役割もたんに地域に弁護士さんを送り出すというものだけではなく、多様な役割を果たすべきであるし、また現に期待されているというようなことも共通認識として出てきたのではないかと思います。

大学と弁護士会だけの運動ではなく、県内の幅広い層を巻きこんだ運動を通じて、課題が明らかになるでしょうし、新しい構想も出てくる。そういう意味ではこれから本日のシンポジウムをきっかけとして、今後幅広い運動をやっていく必要があるのではないかと考えています。

最後に先生、一言だけ、今我々がなすべきことについてお願いします。最後締めたいと思っておりますので。

佐藤（幸）：基調講演で申し上げたことですが、要するに今の司法改革は部分的な手直しをしようということではなく、行政改革とかいろいろな改革の一環として、「国のかたち」の再構築にかかわる改革です。これをやり遂げなければ日本の将来はないというぐらいの覚悟で臨まなければならない。司法改革は、意見書でも謳っていますが、諸々の改革の最後の要であるといってもよいのです。これをやり遂げるために、あらゆる知恵を動員しながら、しかも短期間に集中的にそのエネルギーを発揮しないといけません。マスコミを含めて国民の皆さんの応援を是非いただきたいと思っております。なんか変な申し方ですけども、よろしく申し上げますと申し上げたい。

**又坂：**どうもありがとうございました。それではこれでパネルディスカッションを終了させていただきます。

**司会：**コーディネーターの又坂先生をはじめ基調講演から引き続いてパネリストをお引き受けいただいた佐藤幸治先生その他パネリストの皆様，長時間ありがとうございました。また会場の皆さんがご静聴いただいた上，貴重なご意見をいただき大変ありがとうございました。ここで恐縮ですが皆さんに盛大な拍手をお願いします。どうもありがとうございました。

**閉会のことば**（渡邊裕・信州大学経済学部教授）〔省略〕